

シテイズンシップ概念とCSR (Corporate Social Responsibility)

——「合理性」と「正統性」の危機をめぐる批判的検討——

高 浦 康 有

一 はじめに

現在、国際標準化機構（ISO、本部はスイス・ジュネーブ¹）においてCSR (Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任)の規格化の議論が進行している。厳密には、企業のみならずNGO、労働組合、学校などあらゆる組織にとって遵守すべき責任内容を定めるSRガイドランスとして二〇〇九年春に発行される予定であるが、主として企業がその経営活動において社会的責任をどのようにとらえ、事業に組み込むべきかが議論の焦点になっているといえるだろう²。そして、その規格内容の討議にあたって、各国の消費者団体、環境・人権NGO、労働組合、コンサルティング機関など、あらゆるステークホルダー（利害関係者）が一同に会し、相互に利害が対立しながらも、一定の合意に向けた動きを見せている点で、まさにビジネスの行動規範を定めるグローバルなダイアログが展開されているのである。

さて、こうした市民間のダイアログの動きに象徴されるように、

現代企業（とりわけ多国籍企業）は、もはやアダム・スミスが想定したような閉じられた市場社会のプレーヤーではなく、市民社会そのものにも大きな影響を及ぼす一主体であり、その権力の抑制と適切な使用が要請されている。さらに、本稿で検討するように、福祉国家が危機的状況に陥る中で、南北問題などグローバルな福祉問題の解決に寄与すべき積極的な役割も期待されているのである。ここに、市民社会の一員としてのメンバーシップ（シテイズンシップ）の概念が企業という法人主体に適用され、さらに今日、CSRの本質的要素として注目される所以がある。

本稿では、ビジネス・エシックスの近年の文献におけるコーポレート・シテイズンシップ概念の展開をレビューしながら、福祉国家の代替的機能が現代企業に求められていることを指摘し、ついでHabermasの七〇年代の福祉国家論を参照しつつ、果たして現代企業が、福祉国家がかつて直面したような「合理性の危機」および「正統性の危機」を乗り越えることができるのか、批判的に検討する。いくつかのケースを例示しながら営利企業ゆえのシステムの制約が

示唆されることになるが、資本主義社会においてそのような袋小路からの脱却は可能なのだろうか。批判的社会理論の視点に立つて、現代企業をめぐる倫理状況を整理してみたい。

二 ビジネス・エシックスとシテイズンシップ概念

はじめに経済界においてシテイズンシップ概念がどのように歴史的に受容されたのか、簡単に振り返っておきたい (Crane & Matten 2004: 61-63)。コーポレート・シテイズンシップの用語は九〇年代半ばから、企業の社会的役割を強調する用語として実務家、研究者の間でCSRと代替的に広く用いられるようになったとされている。多国籍企業におけるミッジョン・ステートメント、報告書におけるシテイズンシップ概念への言及がしばしば観察される。例えばシーメンス社の二〇〇一年の年次報告書によれば「社会との対話、責任あるコーポレート・シテイズンシップは以前より重要になっています。私たちはどの企業も、社会の重要な一部として共同善に寄与すべき応答責任があると考えています」といった文言が見られる。また二〇〇二年の世界経済フォーラムにおける三四の多国籍企業による共同宣言では「グローバル・コーポレート・シテイズンシップ—CEOとボードにとつてのリーダーシップの挑戦」というタイトルがつけられた。人権、労働、環境、地域貢献等への経営者の責任を明記する内容になっている。

つぎに近年のビジネス・エシックスの文献において、シテイズン

シップ概念がどのように注目されているのかを述べたい。まず英国のCSR研究者であるCrane & Matten (2004)によるCC(Corporate citizenship)の定義を見ておこう。彼らは、これまでのビジネス・エシックスの文献に見られるシテイズンシップ概念を整理して、'liberal citizenship' (Marshall 1965) に依拠しつつ、次のような三段階の定義を行っている (表1参照)。

狭義のCC=フィランソピー (慈善活動)

同義のCC=CSR全般 (経済的、法的、倫理的責任を含む)

広義のCC=市民権の執行 (健康・福祉などの社会的な権利、政治的自由などの市民的な権利、反グローバルバリエーション運動などの政治的な権利)

彼らは、とりわけ米国の「企業と社会」分野 (代表的な論者としては Archie B. Carroll など) でこれまで議論されてきたようなCCは狭義もしくはCSRと同義のものに過ぎないと批判し、彼ら自身は広義のCCの概念にもとづき、とくにグローバルな環境に直面する企業にはステークホルダー=市民のシテイズンシップ (市民権) を擁護する責任を負うべき政治的な役割があることを明確にすべきと主張している。

またスイスのCSR研究者である Scherer & Palazzo (2006) は、従来のCSR概念を整理し、米国の伝統的CSR論者が依拠する実証主義的CSR、ビジネス倫理学者が則る非—実証主義的CSR、

表1 CC (corporate citizenship) に関する3つの観点⁽³⁾ (Crane & Matten 2004: 64)

	狭義の CC	同義の CC	広義の CC
開始動機	自発的	部分的に自発的、部分的に義務的	部分的に自発的、部分的に義務的
範囲	フィランソロピー、個々の事業に焦点があてられる、狭い視野	CSR のすべての領域	シティズンシップ(社会的、政治的、市民的諸権利)
役割	積極的で戦略的	やや受動的であり、社会の期待にしたがっている	積極的で政治的(政府の失敗に介入する)
主要なステークホルダー・グループ	地域コミュニティ、従業員	ステークホルダー全般、社会一般	ステークホルダー全般、社会一般
自己利益の役割	支配的	許容、しかし主要な動機づけではない	自己利益と、社会に対する責任ある態度の混合
資本主義に対する観点	支持(社会的関与はビジネスの関心の一部である)	批判的(資本主義の新古典的な見解に対して敵対的)	受容(企業権力の偽装として CC を行使するが)
動機づけ	経済的	倫理的かつ法的	経済的かつ政治的
道徳的根拠	とくになし(経済的合理性への‘おうむ返し’の訴え)	リベラルな、すなわち社会主義的な志向性、倫理的推論と基礎づけへの強い言及	根拠は道徳的なものではなく、政治領域における変化から生じている

ポストモダン組織論者が前提とするポストモダン CSR、批判的経営研究学派が依拠する討議倫理的な初期 Habermas 型 CSR の各モデルと対比させて、後期 Habermas (1993) の ‘deliberative democracy’ (討議民主主義…公共的なコミュニケーションを基盤とした民主主義の考え方) の概念をもとに、CSR の討議モデルを提唱している。彼らはグローバル化された資本主義システムにおいて、現代企業にも NGO 運動などと連携して、市民社会の抱える諸問題に積極的に関わるべき政治的役割があることを主張する。一例として FSC⁽⁴⁾ における IKEA、Home Depot などの多国籍企業の貢献がケースとしてとりあげられている。政治的には、民主的な意思形成 (democratic will-formation) プロセスへの企業の積極的な関与が CSR として求められることが示唆されることになる。Scherer & Palazzo 自身はシティズンシップ概念を明示しているわけではないが、この民主的な段階における CSR マネジメントの規範的な理論枠組みとして、先述した Matten & Crane (2005) の提案する「コーポレート・シティズンシップ」がモデルになることを指摘している。

いずれの論文のコーポレート・シティズンシップ概念も(また経済界におけるそれも)、企業の地位として単に同一共同体に属するメンバーシップを確認するものではなく、その生活世界に根ざした間主観的性格 (Crossley 1996) を媒介にして、政治的システムの次元へ架橋し、積極的に企業に対し市民のシティズンシップ(権利)を擁護し、応答する責任があることを強調している。これは、現代

企業に、かつての福祉国家が求められてきた市民社会への責任（健康・福祉などの社会的権利の保障をはじめとして）が歴史的に転移していることを示唆している（Matten, Crane & Chapple 2003）といえるだろう。

しかしながら、果たして現代企業にそのような福祉国家の肩代わりができるのか、その責任能力がつきに問われることになるだろう。この問いに答えるために、まず福祉国家がなぜ危機的な破綻状態に陥ったのかを明らかにし、そこで示される課題を現代企業が乗り越えられるか否かを検討する必要がある。次節では、Habermas (1973) における後期資本主義分析と福祉国家論を参照しながら、この問題系へのヒントを探りたい。

三 福祉国家の危機問題——Habermas の所論

西欧マルクス主義の流れを汲む法兰克福学派にあつて、その第2世代に属するHabermasはいわゆる後期資本主義⁵⁾における「危機」問題に焦点をあてる。かつてMarxが問題にしたのは、利潤率の低下傾向と生産過剰によつて示される、資本主義のシステム内在的な危機傾向であつた。ブルジョワジーがその危機のコストを埋め合わせるために唯一取れる手段が、プロレタリアートの賃金をさらに抑制することであるが、そのことは階級間の構造的な対立を生じさせ、究極的にはプロレタリアート革命によつて、資本主義システムは崩壊せざるを得ない。こうしたMarxの視座を受け継ぎな

がらも、Habermas はもはや経済システムだけによつて資本主義を特徴づけることはせず、政治的諸過程、また社会的な生活世界の諸過程とも関連づけながら、多層的なシステム構造として後期資本主義を把握し、そこに見出される「危機」問題をあらためて定式化する。

Habermas (1973) における後期資本主義分析のエッセンスを述べるならば、次のようにまとめられるだろう。すなわち資本主義の階級対立などの危機に対して、民主主義的で調停的な国家が登場し、マクロ経済の円滑な運営やインフラ整備・福祉・社会保障等に対して効果的な責任を果たすことで調整を図るようになった（Crossley 1986）。そうした後期資本主義の国家体制にあつては、政治・行政レベルにおいて、経済システムの効率的運営を確保するという「合理性」と、十分な福祉サービスの給付を通じて大衆の従順な忠誠心を維持するという「正統性」の両面の管理が要求される。いわゆる福祉国家の成立において、果たしてこれらの「合理性」や「正統性」を国家行政がシステムの担保できるか否かが問われる。

この問題に対するHabermasの見解は悲観的である。すなわち、福祉国家には諸利害の対立により経済システムの十分な制御機能が發揮し得ないという「合理性の危機」が生じる。とくに「合理性の危機」を高めるものとして指摘される存在が、財政政策などの国家的な制御を直接的に受けず自分自身の計画に応じて動く傾向のある巨大独占企業である。一方で、福祉施策の生活領域への広範な介入

により、ブルジョワ的価値観に根ざした文化伝統（労働倫理などの動機づけシステム）が掘り崩され、福祉の給付水準をめぐって住民運動が勃発しているように、国家への忠誠心を維持できないという「正統性の危機」が生じる。正統性の危機が合理性の危機と異なるのは、正統性の危機が経済システムの危機であると同時に、生活世界の危機でもあるという点にある（Crossley 1996）。正統性の危機は、システム統合と社会統合の両者を脅かす。すなわち、大衆の忠誠心がなくなることで国家は有効な管理運営ができない。一方で、人々の不安を伴うことで社会統合が脅かされることになる。

四 現代企業のシテイズンシップ政策における危機問題

以上のように Habermas が示唆した「合理性の危機」と「正統性の危機」に起因して、政治・行政的システムにおいて、もはや福祉国家の限界が明らかになった。そうした福祉国家体制を代替補充するものとして、九〇年代から経済システムの不確定要素たる現代企業に対し、直接的にシテイズンシップの擁護を求める運動が展開されることになった。反グローバルバリエーションの NGO 運動はそうした文脈において理解することができる。

ただし、このことは、政治・行政サブシステムとしての現代企業が自らのうちの諸利害の対立を調停し十分な福祉的給付のための財源を確保すること（合理性）、さらに一方で受益者の納得する給付水準を維持して忠誠を維持すること（正統性）、というあらたな課

題を突きつけているように思われる。もし現代企業がその要求に応えることができなければ、システムにおける危機として顕在化することになる。いわば福祉国家が直面した問題がそのまま現代企業にも引き継がれているわけである。

それでは現代企業は、これらの危機を顕在化させないで乗り越えることができるのであろうか。結論を先取りして言えば、かなり悲観的にならざるを得ない。「合理性」、「正統性」の課題についてそれぞれ検討を加えていく。

（一）合理性の危機

まずひとつめの合理性に関しては、資本主義企業は、株主（資本家）ならびに消費者、従業員（労働者）、下請業者、地域住民など諸ステークホルダー間の利害対立に対して十分な調整機能を原理的に果たさない。すなわち、株主のみが究極的な支配権を握る株式会社形態において、株主など有力ステークホルダーとの結託状態が生じやすく、一般市民のステークホルダーへの配慮はコスト要因として常に抑制される傾向にある（合理性の危機）。つぎに、あるグローバルな海運企業が関わった途上国支援のシテイズンシップ政策を事例として、そこに見られる従業員レベルのジレンマ的状况に注目し、この合理性の危機の例証としたい。

ケース1…日本郵船による再生自転車の海外輸送支援事業⁶

日本郵船株式会社グループ（以下、日本郵船）は二〇〇〇年から、

東京都豊島区をはじめとする一三の自治体、および途上国支援のNGOジョイセフ（家族計画国際協力財団）とパートナーシップを組み、各自自治体が管理する駅前放置自転車を再生し、アジア・フリカなどの途上国に保健活動の巡回用の道具として提供する社会貢献事業を展開している（日本郵船は無償輸送を担当）。これまで六年間で計五五カ国一万三千台を寄贈し、自動車普及しておらず、また道路整備が未発達な地域で、現地の保健師、助産師や保健指導員が仕事を進める上で貴重な交通手段として活用されている。ジョイセフ等との連携にあたっては、輸送に関する大幅なシステム変更を伴うことになったが、日本郵船は地域やコンテナに関する担当者に情報をオープンに提供し、同グループの世界的な物流ネットワークに関してすべて使用できる体制を敷いたことで、協働関係が促進されたという。

日本郵船は、年間を通して随時輸送する体制をとっており、輸送時においてはコンテナ・配船地域関連の担当者、各営業部署が連携をとり、コーポレート・シティズンシップ・オフィス（広報グループ）が後方支援を行う段取りとなっている。自治体から再生自転車寄贈され、ジョイセフが届け先の地域の決定と手配をして、いったん輸送企画が動き出すと、ジョイセフの担当者は、一日に何回も日本郵船や各国のさまざまな担当者と連絡を取り合い、「情報戦争状態」になるという。「日本郵船グループには、本業との兼ね合いのなかで、ぎりぎりの調整をして協力してもらっています」（ジョイセフ担当者）。コンテナが港にも、現場のどこにもないのに、現

場の「心意気ある」担当者に話しをつけると、どうしたものか、無事調達がなされ予定に間に合ったというエピソードも残されている。

本事業は、日本郵船の世界的規模の物流ネットワークという経営資源を活用した点において、本業と接点の深いCSR活動と評価できる事例である。また現場の担当者が責任をもち、問題解決にあたるという仕組みづくりがなされており、シティズンシップ理念の組織内浸透が図られているといえるであろう。全社的なシティズンシップ活動を通じて、「他者とともに共通の世界に属している」という「間主観的な感覚」（Crosley 1996）を社員が再確認できる機会になっている。ただし、シティズンシップの動機づけによって行動しようとするとき、通常の業務と「ぎりぎりの調整」を図らざるを得ないのであり、本業とのプライオリティをどう調整するか、という問題が現場レベルにおいて発生している。これは、営利企業としてビジネスはやはりビジネスとして優先させなければならないという規範との衝突を示唆しており、先ほど述べた「合理性の危機」とも関連しているといえるだろう。途上国の保健衛生レベルを向上させるといふ重要なシティズンシップの役割を果たしながら、企業としては、それを投資活動の第一義にすることはできないというジレンマがうかがえる。

（2）正統性の危機

ふたつめの「正統性」に関しては、企業が役割補完する政治的領

域が拡大するにつれ、一層の透明性と説明責任が要求される (Crane & Matten & Moon 2004) が、私的存在としての企業が有する競争上の守秘権との間で齟齬を生じさせるゆえに、やはり不十分なものとならざるを得ない。これは諸ステークホルダーの忠誠心を維持できず、企業が期待水準に達しないことで失望が広がるという問題につながる (正統性の危機)。つぎに、ある住宅機器メーカーが NPO と市民指向型の共同開発を行った事例をもとに、事業上の秘密保持がどのように両者間で取り扱われたのかに注目し、この正統性の危機を論じる端緒としたい。

ケース 2: トステムによるユニバーサル・デザイン玄関ドアの開発
住宅機器メーカーのトステム株式会社 (以下、トステム) は二〇〇三年から約一年間、NPO ユニバーサル・デザイン生活者ネットワーク (以下、UD 生活者ネットワーク) とともに、ユニバーサル・デザイン (以下、UD) の商品コンセプトにもとづく自動開閉式の玄関ドアの開発を行った。企業が試作段階から NPO と商品を共同開発したことで注目される事例である。当時、UD の専門的知識をもつパートナー組織を探索していたトステムは、生活者の声が真に反映された UD 製品の必要性を主張していた UD 生活者ネットワークとの提携に踏み切った。具体的な事業として、UD 生活者ネットワークは、メンバーの消費生活アドバイザーを中心として、住空間における困りごと調査を行い、生活者の困りごと・ニーズを把握し、それを指標化してトステムの開発部門に届け

るということを最初に行った。つぎに発展した玄関ドアの製品開発においては、製品個別のチェックリストを用い、車椅子の利用者、脳梗塞後遺症患者、乳幼児を抱えた母親などに協力してもらい、試作品段階からモニター調査を行った。ここでは七〇〇人規模の多様な調査方法を駆使して生活者の潜在的ニーズを拾い上げる NPO の、高いマーケティング調査の能力が活用された。

本事業は、UD の視点を取り入れ真に市民のニーズに応えた製品提供を追求する、本業を通じたコーポレート・シティズンシップ政策をいえるであろう。この事業では、企業と NPO が事前に契約書を交わし、経費算出と負担の取り決めを行い、合意形成とルール作りにもとづく対等なパートナーシップ関係を構築することを目指した。もつとも、企業の製品開発という根幹の利益と密接に関わる事業でもあるだけに、NPO には守秘義務が課された。NPO 側から覚書を提示し、協働事業期間が終了するまでは外部に秘密を漏らさないこと (トステムとの協働の事実自体もオープンにしない)、また同業他社との協働は行わないといった取り決めがなされた。二者間のみならず、UD 生活者ネットワーク内部においても、協働事業に関わる秘密保持のために、一切の情報をもらさないことをスタッフ間で文書で取り交わすほどの徹底ぶりであった。ある意味、企業社会の規律を NPO もまた自主的に取り込んでいると見受けられるのである。

今回は製品開発後に、公共性を求める UD 生活者ネットワークの意向にトステムが理解を示し、あるレベルまで情報が開示されたの

であるが、一般的にNPOとの協働にあたっては、公開性・公平性が前提となることから、企業の中にはネガティブ情報が明らかになることを恐れ躊躇する向きもあるという。企業が有する競争上の守秘権の要求が強まれば、NPOは提携先から除外されるか、その公共性のミッションを歪めるような圧力が働くかのいずれかであろう。それでは、NPOのもつ市民的視点は生かされず排除されることになる。ここにおいて、諸ステークホルダーの期待が裏切られるという意味において、企業のシテイズンシップ政策に関わる「正統性の危機」の可能性が生じる。

小括

以上検討したように、「合理性の危機」「正統性の危機」が現代企業のシテイズンシップ政策には付随すると考えられる。そうした危機を最小限にするための、現代企業に与えられる動機づけとしては、市場による規制メカニズム（NGO等によるボイコット運動、倫理的投資など）が考慮されるが、市場メカニズムは十分に効率的でなく、また規制を呼びかけるNGO等がどこまで一般的な民意を反映しアカウンタビリティを有しているのかという代表性の問題（Crane Matten & Moon 2004）も残されている。

もつとも、現代企業が行うシテイズンシップ政策は、本来、福祉国家（あるいはその協力連合による）体制によって担われるべきものを代替するものに過ぎないから、企業セクター、行政セクター（さらには本稿ではあまり取り上げることができなかったが、非営利セ

クターも追加的に検討されるべきであろう）がそれぞれを補完する体制にもっていくことで、各々のセクターが抱える危機を緩和するという道を開くことは可能である。しかし、現代企業が経済システムにおいて、福祉供給的な役割を大きく担うようになっていくにつれて、ますます企業セクター固有の「危機」問題を避けて通ることはできなくなるだろう。

五 まとめ

本稿では、コーポレート・シテイズンシップの概念を手がかりにして、現代企業に求められるCSRの課題が政治的な役割に変質していることを確認し、またその傾向が福祉国家体制の衰退とグローバルな状況の進展によるものであることを指摘した。その際、市民権の擁護という責任が、福祉国家から現代企業に転移してきている事実の背景について、Habermasの所論に依拠しつつ、後期資本主義における合理性および正統性の危機傾向への対応と結びつけながら考察した。最後に、現代企業のシテイズンシップ政策においても構造的に合理性および正統性の危機が存在することを、具体的な事例を交えて論じた。

こうした危機的傾向の克服は容易ではない。谷本（2002）は、企業がその領域外の異質な要素との共生関係を通じて（たとえばNGO等からの批判を摂取しながら、あるいはそれらと協働関係を構築しながら）システムの複雑性を縮減する様態に進化すると

いう予定調和的なパスpekティブを示すが、これは実証的な言明というよりもやや規範的な主張に近いであろう。反グローバルゼーションの運動に見られるように、多国籍企業と抵抗的な市民運動との関係は依然、緊張を含んだものである。もしそれが解消されているように見えるならば、それは企業による異質な要素の一方的取り込み（谷本自身の言う「領域化」）、あるいは無機能化といった事態にしか過ぎない。本稿で示したような危機モデルが果たしてどこまで有効であるか、あるいはどう変動するかは、多くの事例を積み重ねて実証していく必要があると思われる。

註

- (1) ISOは非政府組織ではあるが、国際連合とその関連機関及び国連専門機関における諮問的地位を有しており、通常の民間組織とは異なった位置づけがなされる。
- (2) いわゆるSR（社会的責任）規格とされるISO26000は、企業のみならずすべての組織に適用可能なものであり、第三者認証を目的としないガイダンス文書である（二〇〇六年十月回付ISO26000第二次作業文書）。また二〇〇六年五月のポルトガル・リスボン総会ではSRの中核的課題として、環境、人権、労働慣行、組織ガバナンス（内部統制）、公正な商慣習、コミュニティ参画（地域貢献）及び社会開発（途上国支援など）、消費者課題が示され、「主要部分はすべて対応が必要である」、「文化的差異を尊重するが、広範に合意されている国際基準等を遵守すること」などが決定された。
- (3) 平手（2006）による訳を参照。
- (4) Forest Stewardship Councilの略。森林管理協議会：製材企業、人権擁護団体、環境団体、先住民グループなどによって構成・統治される、世界的な森林認証機構のこと。

- (5) 市場の自由競争を原則とする初期の資本主義に対して、企業の集中が進み商品・資本・労働の各市場が組織化され、国家が市場の機能的不備に干渉して補完する資本主義の形態をなす（中岡1995：285-286）。
- (6) 以下の事例紹介は横山（2006a）に拠っている。
- (7) 以下の事例紹介は横山（2006b）に拠っている。

参考文献

- Andreas Georg Scherer and Guido Palazzo, 2006. Towards a Political Conception of Corporate Responsibility - Business and Society seen from a Habermasian Perspective. *Academy of Management Review* conditionally accepted for publication final version in preparation.
- Crane, A., and Matten, D. 2004. *Business Ethics: A European Perspective*. Oxford, Oxford University Press.
- Crane, A., Matten, D., & Moon, J. 2004. Stakeholders as citizens? Rethinking rights, participation, and democracy. *Journal of Business Ethics*, 53: 107-122.
- Crossley, N. 1996. *Intersubjectivity: The Fabric of Social Becoming*. London, Sage.
- （西原和久訳『間主観性と公共性—社会生成の現場』新泉社、二〇〇三年）
- Habermas, J. 1973. *Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus*. Frankfurt am Main, Suhrkamp.（細谷貞雄訳『晚期資本主義における正統化の諸問題』岩波書店、一九七九年）
- Habermas, J. 1992. *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*. Frankfurt am Main, Suhrkamp.（河上倫逸・耳野健二訳『事実性と妥当性—法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』未来社、（上）二〇〇二年、（下）二〇〇三年）
- 平手賢治 2006 『経営哲学とシティズンシップ』名古屋学院大学論集 42-3, 151-172
- 岸田眞代編 2006 『企業とNPOのパートナーシップ—ケース・スタディIII』同文館出版
- Marshall, T. H. 1965. *Class, Citizenship and Social Development*. New York,

Anchor Books.

- Matten, D., & Crane, A. 2005. Corporate citizenship: Towards an extended theoretical conceptualization. *Academy of Management Review*, 30(1), 166-179.
- Matten, D., Crane, A., & Chapple, W. 2003. Behind the mask: Revealing the true face of corporate citizenship. *Journal of Business Ethics*, 45: 109-120.
- 中岡成文 1995 『ハーバースコーンコミュニケーション』 講談社
- 谷本寛治 2002 『企業社会のリコンストラクション』 千倉書房
- 横山恵子 2006a 「自転車を再生して途上国へー再生自転車の海外輸送支援事業」 岸田眞代編 『企業とNPOのパートナーシップケース・スタディⅢ』 同文館出版 170-174
- 横山恵子 2006b 「生活者の声を反映した協創型商品開発事業ー共創型商品開発事業」 岸田眞代編 『企業とNPOのパートナーシップケース・スタディⅢ』 同文館出版 66-81